

長期収載品の処方に関する案内

令和 6 年 10 月より医療上の必要性があると認められず、患者さんの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の 4 分の 1 の金額）が選定療養として、患者さんの自己負担となります。院外処方の場合、選定療養は薬局でのお支払いとなります。

※長期収載品とは

後発品上市後 5 年を経過した先発医薬品や後発品上市後 5 年を経過しておらず、置換率 50%に達している先発医薬品

※なお、選定療養費は保険給付ではないため公費の適応になりません。